

刑事手続について国際的な理解が得られるようにするために

2020年10月15日

篠塚 力

わが国の現行刑事手続と運用の実態

- 弁護人の立会なしに取調べを開始・継続、起訴前保釈制度の不存在、身体不拘束の原則なし、捜査情報の弁護人への不開示
- 否認あるいは黙秘すれば身体拘束の長期化
- 長期勾留の常態化→日常・社会からの隔離、情報遮断、生活基盤の破壊、不安の醸成、報道・リークによる有罪推定・社会的憎悪の醸成・家族への打撃
- 長時間に及ぶ密室での尋問による心理的圧迫
- 不完全な証拠開示制度(再審請求時も含め)
- 捜査官の筋書きを押しつけた供述調書
- 架空の供述調書作成や証拠のねつ造が発覚した例も存在(村木事件)
- 具体性に欠ける検察官の倫理規範
- 人質司法、調書裁判、有罪獲得至上主義、捜査優先・人権軽視、自白偏重・えん罪の温床

【例えば】私はこの国で不動産投資を手がける会社経営者です。建替のために出た廃棄物を違法に投棄したということで海外から帰国したところを担当役員とともに逮捕されました。逮捕直後から刑事手続のこともよく分からないままに警察官の取調べが始まりました。警察官の取調べに弁護人の立会はありません。黙秘権があることは言われましたが、すぐに尋問が始まりましたので、私は、話せば分かってくれると思い、私の会社では資格のある産業廃棄物業者に廃棄物の処理を依頼してきたと説明しました。しかし、警察官には全く聞き入れてもらえませんでした。接見禁止ということで家族にも会社の従業員にも会わせてもらえませんでした。別の部屋で弁護人と会うことができ、今後のことについて相談することができました。弁護人からは黙秘を勧められましたが、おかしいけど、現実には黙秘すると勾留が長引くリスクがあるという説明もありました。弁護人には捜査段階では証拠の開示は一切ないとのことでした。捜査段階での保釈制度もないということでした。しかし、弁護人は勾留や勾留延長について争ってくれるということ

でしたが、必ずしも容易ではないということでした。その後、検察官の取調べとなりましたが、やはり、弁護人の立会はありません。黙秘しますと言いましたが、よく考えた方が良くないですかといういろいろな言われて、本当のことを言えば分かってくれるかもしれないと思って、警察官に話したのと同じことを言いました。しかし、検察官は、本当はこうだったのではないか、本当のことを話したらどうかと繰り返し言い、私はそうではありません、本当のことを話していますと繰り返し言っていますが、信じてもらえません。同じことの繰り返しで疲れています。

弁護人の話では、私の会社は、幹部が不在で信用が急落しているとのこと。家族も大変に心配をしているようです。一旦は検察官の筋書きを認めて早く釈放されるならばその方がいいのではないかと思います。弁護人は嘘の自白を調書にされると裁判になって覆すことは難しいと言います。なぜ、認めないと釈放されないのでしょうか。これでは裁判の準備どころではありません。このままでは早晚会社が潰れてしまい、無罪になっても、これまでこの国で築き上げてきた信用も財産もすべて失われます。逮捕からはや1ヶ月になりますが、本当に憔悴しました。

この国の刑事手続は、被疑者被告人を魚のように、自白へ自白へと追い込んで行く大謀網のようです。

刑事司法の実体を憲法や国際人権法に適合させるべき

わが国の刑事司法については、「人質司法」や「弁護人の立会いを排除した取調べ」に代表されるように、憲法や国際人権法に適合しない運用が続けられており、従前より、国連拷問禁止委員会や国連自由権規約委員会から改善を求められてきました（別紙参照）。

近年、海外メディア等からの厳しい批判に対する法務省の説明は、説得力のある反論とは理解されていません。「広報」や「情報発信」によるだけでは、国際的な理解を得ることは不可能です。それは、本質は「広報」や「情報発信」の問題ではないからです。

法務省の広報（「我が国の刑事司法について、国内外からの様々なお指摘やご疑問にお答えします。」）は、憲法や国際人権法に適合しない運用を正当化しようとするものであるため、理解を得ることができていません。

わが国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするためには、以上に述べた「人質司法」の実態を正面から認めて、これを解消する方向性を打ち出し、取調べに弁護人を立ち合わせる権利を明定するなど、刑事手続の「実体」を憲法や国際人権法に適合したものとすることが不可欠です。合わせて、刑事手続を人の面で支える、法務・検察の組織や検察官の倫理の見直しも必要です。

「人質司法」

わが国の刑事手続は、「人質司法」(Hostage Justice)と呼ばれ、国際的に批判を浴びています。わが国では、犯罪の嫌疑を認めていない事実から罪証隠滅や逃亡のおそれを推認して保釈を許さないなどの運用がなされてきました。無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人を殊更に長期間身体拘束する勾留・保釈の運用が行われてきました。この運用により、身体拘束は自白を強要し、無罪主張を困難にさせる手段として機能しています。

この点につき、法務省の広報では、「日本の刑事司法制度は、身柄拘束によって自白を強要するものとはなっており、『人質司法』との批判は当たりません。」などと述べられています。しかし、このような説明は、実態と整合していません。

無罪を主張し又は黙秘権を行使する被疑者・被告人が長期間身体拘束を受けていることは、統計的にも明らかな客観的事実です¹。

長期間の身体拘束が自白を強要するのに十分な重い苦痛であることも否定する余地はありません。被疑者は、最長72時間の逮捕留置中に加え、20日間の起訴前勾留中、弁護人の立会いも許されないまま、連日、長時間の取調べを受けて、自白を要求されています。勾留期限が到来しても、別事件で逮捕・勾留が繰り返されることもあります。起訴されると、改めて司法審査が行われることもなく起訴後勾留が続けられるという運用が、明文規定のないまま定着しています。原則2か月という起訴後勾留期間の制限は完全に形骸化しており、起訴後勾留期間の満了を理由

¹ 日弁連が最高裁から提供を受けた通常第一審における終局人員のうち保釈された人員の勾留期間(地裁)(令和元年)の統計資料によれば、自白事件の保釈率は33.1%、その53.7%が15日以内に保釈されているのに対し、否認事件の保釈率は28.2%、その55.7%が保釈まで2か月を超えて勾留され、22.0%は6か月を超えて勾留されている。

に釈放される事例はほとんどありません。勾留による拘禁が不当に長くなったときは勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならないという規定も、統計上、ほとんど全く適用されていません²。被疑者・被告人にとって、身体拘束は、いつまで続くか分からないという点で、有期懲役刑以上に重い苦痛と恐怖を与えているのがまさに現実なのです。

身体拘束の苦痛や恐怖によって、虚偽の供述が強要されてきた事実は、過去のえん罪事件で明らかになっています。わが国の刑事司法制度が、身体拘束によって自白を強要するものとなっていることは、否定することのできない事実です。

そればかりか、わが国の検察官は、公然と「被疑者取調べ未了」であることを理由として、刑事訴訟法上10日間が原則とされている起訴前勾留期間の延長を請求しています。取調べにおいては、被疑者が黙秘権を行使する意思を明確に表示しても、長時間、取調室に監禁したまま、自白を要求し続けるのが実務の常態となっているのです。

起訴後の保釈の場面においても、検察官は、無罪を主張し又は黙秘権を行使する被告人の保釈について、ほぼ例外なく強硬に反対しています。これに対し、検察官の筋書きに沿った供述をする被疑者・被告人については、保釈を容認し、あるいはそもそも身体拘束を回避するような恩典を与えています。無罪を主張している被告人の保釈を裁判所が許可した事案においては、裁判所の判断を非難する匿名の「検察幹部」のコメントが報じられることもあります。わが国の検察が、身体拘束を自白を強要する手段とし、それを維持しようとしていることもまた、否定することは困難です。

弁護人の立会いを排除した取調べ

先進国においては、取調べに弁護人が立ち会うことができることは常識です³。日

² 司法統計（平成31年／令和元年）によれば、刑事訴訟法91条の規定により勾留を取り消された被告人の数は0である。

<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/458/011458.pdf>

³ アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ等）のほか、日本と刑事手続が類似する韓国や、台湾でも、弁護人を取調べに立ち合わせる権利は確立されている。

本国憲法も、黙秘権及び弁護人の援助を受ける権利を保障しています。これらの権利からは、被疑者が弁護人の援助を最も必要とする取調べにおいて弁護人の立会いを求めたときは、弁護人を立ち合わせなければ供述を求めることはできないことが導かれます。しかし、わが国においては、検察官や警察官が弁護人の立会いを排除し、被疑者が黙秘権を行使する意思を明確に表示しても、長時間、取調室に留め置き供述を要求し続けることが常態化しています。

この点について、法務省の広報では、「日本では、なぜ被疑者の取調べに弁護人の立会いが認められないのですか。」という疑問に対する的確な回答が記述されていません。そこでは、「法制審議会において、約3年間にわたってこれらの問題が議論されました。そこでの議論では、弁護人が立ち会うことを認めた場合、被疑者から十分な供述が得られなくなることで、事案の真相が解明されなくなるなど、取調べの機能を大幅に減退させるおそれが大きく、そのような事態は被害者や事案の真相解明を望む国民の理解を得られないなどの意見が示されたため、弁護人の立会いを導入しないこととされた経緯があります。」などと述べられています。しかし、これは、日本では、捜査機関が反対しているから弁護人の立会いは認められないと言っているに等しいものです⁴。

先進国において弁護人が取調べに立ち会うのは常識であり、事案の真相が解明されなくなるなどという言い分は、国際的に通用するものではありません。黙秘権及び弁護人の援助を受ける権利は、憲法が保障している基本的人権なのであるから、「被疑者から十分な供述が得られなくなる」ことを口実として弁護人の立会いを排除する取調べの運用は、立憲主義下の法治国家にあってはならないことです。そればかりか、弁護人の立会いを排除した取調べにおける虚偽の自白・供述こそが、わが国における最も典型的なえん罪の原因です。まさに、このような取調べこそが事案の真相解明を妨げているのです。弁護人が立ち会うことを認めた場合、事案の真相が解明されなくなるなどという言い分は、捜査機関の筋書きを認めさせることを真相解明だとする前時代的な誤った考えから脱し切れていないことの証しです。

日本弁護士連合会「弁護人を取調べに立ち合わせる権利の明定を求める意見書」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180413.pdf
法務省「諸外国の刑事司法制度(概要)」
<http://www.moj.go.jp/content/000076304.pdf>

⁴ しかも、法制審議会でも3年間にわたって議論されたという記述は不正確である。

法務・検察の組織と倫理

わが国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするためには、法務・検察の組織と倫理のあり方についても、同時並行で見直していく必要があります。

本来、法務省は、「国民の権利擁護」をも任務とする行政機関であり、捜査機関である検察庁とは一線を画していなければなりません。しかし、現実には、残念なことに、法務省と検察庁は一体化しており、その結果として、法務省の人事において検察官が多くの幹部ポストを占め、捜査機関の都合に傾斜して、法律、憲法、国際人権法に適合しない刑事司法の運用が続けられてきました。

法務省と検察庁の一体化の弊害は、法務省の広報の内容にも表れています。法務省の広報では、「検察当局においては、無実の人が訴訟負担の不利益を被ることなどを避けるため、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に初めて起訴するという運用が定着しています。」などと述べられています。このように、わが国の検察が慎重に起訴の判断をしているかのような言説は、従来から、検察庁が流布してきたものです。しかし、反対当事者である弁護人のチェックも反証も受けず、公開法廷での証人尋問も行っていない起訴の時点で、一方当事者である検察官が判決を先取りした判断をしているかのような説明は、刑事裁判の存在意義を貶めるものであり、「無罪判決に比べ有罪判決の数が不均衡に高い」「多数の有罪判決が自白に基づくものである」ことへの国際的な疑問や懸念を解消し得るものではありません。しかも、実際には、被疑者に弁明の機会を与える前から起訴の方針を決めている事案や、的確な証拠もないまま起訴をして長期間にわたり起訴後の捜査を続けている事案のあることが判明しています⁵。にもかかわらず、法務省及び検察庁がこのようなイメージを流布するのは、「検察官が慎重に起訴の判断をしているのであるから、有罪に違いない」という予断を裁判官や裁判員に与えるものであり、裁判の公正を害するものです。

⁵ 例えば、村木厚子さんは、最初の取調べの冒頭で、検察官から「あなたは起訴されることになる。自分の仕事はあなたの供述を変えさせることだ。」と告げられたことを明らかにしている。この事件では、村木さんに「口添え」をしたとされた国会議員の事情聴取もせずに村木さんを起訴し、起訴後に初めて事情聴取を実施したことが判明している。

また、法務省の広報では、「『無罪推定の原則』と被疑者・被告人の身柄拘束（逮捕、勾留）とは無関係です。」として、「逮捕や勾留を繰り返して長期間にわたり身柄拘束をすること」も、無罪推定の原則に反しないかのように説明されています。しかし、被疑者・被告人にとって、長期間の身体拘束は、刑事裁判を受ける前に自由を奪われ、刑罰を科されるに等しいものです。身体拘束の苦痛と恐怖によって、無罪を主張し、防御をすること自体が著しく困難にされているのです。無罪推定の原則からは、当然身体不拘束が原則として導かれます。無罪推定の原則が身体拘束と「無関係」などというのは、論理的にも実態的にも間違っています。無罪推定の原則について、「国民の権利擁護」を任務とする法務省の広報においてこのような見解を流布することもまた法務省が脱皮しなければならない風土であり土壌なのです。

検察官が、法律家としての倫理を備え、公益の代表者として刑事司法の適正な運用に寄与しようとするのであれば、検察が有罪と判断したとしても、それは反対当事者である弁護人のチェックも反証も受けていない一方当事者の判断に過ぎないことが自覚されるはずです。刑事司法を通じて公正に事案の真相を解明しようとするためにこそ、反対当事者の防御権を尊重しなければなりません。

検察官は、取調べに弁護人を立ち会わせるべきであるし、無罪を主張する被告人を長期間身体拘束し続けることを避けるべきです。報道機関に対し、裁判の公正を害するような言動は決してすべきではありません。そのように反対当事者の防御権を尊重した結果、有罪と判断して起訴した事件が無罪となったとしても、それは、わが国の刑事司法が正常に機能したというべき結果であり、検察官が公正に与えられた権限を尽くした結果であれば、非難されるべきことではありません。

しかし、わが国の検察の現状は、黙秘権を行使している被疑者を取調室に留め置き、弁護人の立会いを排除し、筋書きに沿った供述を真相として自白することを求め続けています。無罪を主張する被告人については、保釈に強く反対して長期間身体拘束し、その自由を奪って防御を困難にしています。有罪の予断を与える捜査情報を報道機関にリークすることもあります。このような検察の実務は、検察が有罪と判断した以上有罪判決を実現することが、検察組織において至上命題となっていることの現れです。

「検察不祥事」の発覚から10年が経過し、この間、検察は信頼回復に努めてきたとされています。しかし、検察の信頼回復は、決して有罪判決を獲得して「組織の面子の回復」を意味するものではないはずであり、個々の検察官が公益の代表者である法律家としての役割を果たすことによって、はじめて達成されるものではない

いでしょうか。その意味での信頼回復を実現するためには、検察官の倫理規程の制定や法務・検察組織の見直しも同時に必要です。検察が刑事司法において重要な役割を担っているからこそ、それは、国際的な理解が得られるようにするためにも、必須というべきです。

(別紙)

国連拷問禁止委員会

「条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査 拷問禁止委員会の結論及び勧告」(2007年8月7日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/pdfs/kenkai.pdf>

特に、委員会は、以下の事項につき深刻に懸念する：

d) 公判前に留置施設に勾留される期間が、起訴前で、一事案につき最大で23日にも及び得ること。

e) 留置施設における公判前勾留に関して、裁判所が勾留状を発付する件数が非常に多いことから分かるように、司法による効果的な監督や裁判所による審査が行われていないこと。

f) 起訴前保釈制度がないこと。

h) 公判前勾留されている被留置者が弁護人にアクセスする機会が限られていること、特に、弁護人と被留置者との面会について特定の日時を指定する自由裁量権が検察官に認められており、右は取調べの際に弁護人が同席しないことにつながっていること。

i) 警察記録のうちすべての関連資料を法的代理人が閲覧する権利が制限されていること、特に 起訴に当たりどの証拠を開示するかを判断する権限が検察官に与えられていること。

締約国は、公判前勾留が国際的な最低水準に合致するよう、迅速かつ効果的な手段を採るべきである。特に 締約国は 公判前に留置施設を使用することを制限するため、2006年の監獄法を改正すべきである。優先事項として、締約国は、以下の事項に取り組むべきである。

c) 被留置者及び弁護人が防御の準備を行うことができるようにするために、被留置者が逮捕された直後から弁護を受けられること、弁護人が被留置者の取り調べに同席できるようにすること、さらに、被留置者及び弁護人が関係する警察記録を起訴後に閲覧できることを確保すべきである。同様に、身柄を拘束中も適切な医療

f) 公判前段階における身柄拘束について現行とは別の措置の採用を検討すべきである。

委員会は、特に、公判前勾留の実施について司法による効果的な監督がないこと、及び無罪判決に比べ有罪判決の数が不均衡に高いことにかんがみ、刑事裁判において自白に基づく有罪判決の数が多いたことを深く懸念する。委員会は、また、警察に身柄を拘束されている間に被拘禁者の取調べが適切に行われているか否かを確認する手段がないこと、また特に、取調べの継続時間に厳格な時間制限が定められていないこと、及びすべての取調べに弁護人の立会いが義務付けられていないことを懸念する。加えて、委員会は、国内法において、条約に適合しない形でなされた取調べの結果として得られた自白も法廷において許容される可能性があり、右は条約第15条に違反することを懸念する。

締約国は、警察に身柄を拘束されている又は代用監獄にいる被留置者の取調べが、すべての取調べの電子的及びビデオによる記録、取調べへの弁護人のアクセス及び立会い等の措置によって組織的に監視されること、並びにこれらの記録が刑事裁判における利用に供されることを確保すべきである。また、締約国は、取調べの時間的長さについての厳格な規則を、この違反に対する適切な制裁と共に、迅速に採用すべきである。締約国は条約第15条に完全に適合するよう刑事訴訟法を改正すべきである。

「委員会によって第50回会期に採択された日本の第2回定期報告に関する総括所見」（2013年6月28日）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000020880.pdf>

特に委員会は、この制度上、とりわけ逮捕から最初の72時間は弁護士へのアクセスも制限され、被疑者に保釈の可能性がなく、最大で23日間警察の留置施設に収容されうることが遺憾に思う。警察の留置施設における起訴前拘禁について効果的な司法的コントロールが欠如していること、また、独立した効果的な監査及び不服申し立て制度が欠如していることも深刻な懸念事項である。更に委員会は、かかる起訴前拘禁制度の廃止又は改定が必要ではないという締約国の姿勢に遺憾の意を表明する(A/HRC/22/14/Add.1、 para. 147. 116)。(第2条・16条)

委員会は、締約国が以下の事項を実施すべきであるという前回の勧告（パラ15）を繰り返す：

(c) 取調べの全過程において、弁護士に秘密裏にアクセスする権利、逮捕された瞬間から法的支援を受ける権利、自らの事件に関する全ての警察の記録にアクセスする権利、独立した医療支援を受ける権利、そして親族に会う権利を含

む、全ての被疑者の起訴前勾留におけるあらゆる基本的な法的保護措置を保障すること；

委員会は引き続き以下の事項に懸念を有している：

(a) 締約国の司法制度は、実務上、自白に広く依拠しており、その多くは弁護士の立会いのない中で代用監獄において得られている。委員会は、暴行、脅迫、睡眠妨害、休憩のない長時間の取調べなど、取調べ中に行われた不当な取扱いに関する報告を受けている；

(b) 全ての取調べにおいて、弁護人の立会いが義務付けられていないこと；

(c) 警察の留置施設において、被勾留者に対して適切な取調べがなされたのか検証する手段が欠けており、とりわけ、一回あたりの取調べ時間に厳格な制限がないこと；

委員会は、憲法第 38 条 2 項、刑事訴訟法第 319 条 1 項及び条約第 15 条に沿って、締約国が、あらゆる事件において、拷問及び不当な取扱いによって得られた自白が、実務上、法廷において証拠能力が否定されることを確保するため、全ての必要な手段を講じるべきとの前回の勧告（パラ 16）を繰り返す。特に：

(a) 取調べの時間制限について規則を作り、その不順守の場合に適切な制裁を設けること；

(b) 刑事訴追の際、自白に証拠の主要かつ中心的な要素として依存するような慣行を終わらせるため、捜査手法を改善すること；

(c) 取調べの全過程を電子的に記録するなどの保護措置を実行し、その記録を裁判で使用できるよう保証すること；

国連自由権規約委員会

「規約第 40 条に基づき日本から提出された報告の検討 自由権規約委員会の総括所見」（1998 年 11 月 19 日）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2_001.html

委員会は、起訴前勾留は、警察の管理下で 23 日間もの長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの 23 日の間、保釈される権利を与えられていないこと、取調べの時刻と時間を

規律する規則がないこと、勾留されている被疑者に助言、支援する国選弁護人がないこと、刑事訴訟法第39条第3項に基づき弁護人の接見には厳しい制限があること、取調べは被疑者によって選任された弁護人の立会いなしで行われることにおいて、第9条、第10条及び第14条に規定する保障が完全に満たされていないことに深く懸念を有する。委員会は、日本の起訴前勾留制度が、規約第9条、第10条及び第14条の規定に従い、速やかに改革がされるべきことを、強く勧告する。

委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づくものであるという事実に深く懸念を有する。自白が強要により引き出される可能性を排除するために、委員会は、警察留置場すなわち代用監獄における被疑者への取調べが厳格に監視され、電気的手段により記録されるべきことを勧告する。

「規約第40条に基づき締約国より提出された報告の審査 自由権規約委員会の統括所見」（2008年10月30日）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf

委員会は、警察の内部規範で定められている被疑者取調べの時間制限が不十分であること、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を阻害するとの理由で取調べにおける弁護人の立会いが認められていないこと、及び、取調べの電子的な監視の手法が散発的及び選択的に行われ、しばしば被疑者の自白を記録することに限定されていることを懸念をもって留意する。また、委員会は、主に自白に基づく有罪率が極めて高いことに懸念を再度表明する。

締約国は、虚偽の自白を防止し、規約第14条に定められている被疑者の権利を確保するため、取調べの厳格な時間制限や法律を遵守しない行為への制裁につき規定する立法措置を取るとともに、取調べの全過程について体系的に録音・録画し、さらに全ての被疑者に、弁護人が取調べに立ち会う権利を保障すべきである。また、締約国は、犯罪捜査における警察の役割は、真実を発見することより、公判のための証拠を収集することであることを認識し、被疑者の黙秘が有罪であることを示すものではないことを確認し、警察の取調べにおいてなされた自白よりも現代的な科学的証拠に依拠するよう、裁判所に働きかけるべきである。

「日本の第6回定期報告に関する総括所見」（2014年8月20日）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

委員会は、締約国が、利用可能な資源の欠如及び本制度が犯罪捜査に効率的であるとの理由から、代用監獄の利用を正当化し続けていることを遺憾に思う。委員会は、起訴前における保釈の権利や国選弁護人選任の権利がないことが、代用監獄において強要された自白を引き出す危険性を強めていることを引き続き懸念する。さらに、委員会は、取調べの実施に関する厳格な規則がないことに懸念を表明し、2014年の「改革プラン (Report for Reform Plan)」において提案された、取調べのビデオ録画義務の範囲が限定されていることを遺憾に思う（第7条、第9条、第10条及び第14条）。

締約国は、代替収容制度を廃止する、もしくは、規約第9条及び第14条における全ての保障に完全に準拠していることをとりわけ以下の点を保障することによって確保する、ためのあらゆる措置をとるべきである。

(a) 起訴前の勾留期間において、保釈といった勾留の代替手段が十分に検討されること。

(b) 全ての被疑者が、逮捕時から弁護人を依頼する権利が保障されること、及び**弁護人が取調べ中に立ち会うこと**。

(c) 取調べ（全体がビデオ録画されるべきである）の継続時間に係る厳格な制限及び取調べの方法を規定する立法措置。

アメリカ合衆国

「2019年国別人権報告書」

<https://jp.usembassy.gov/ja/human-rights-report-2019-ja/>

ヒューマン・ライツ・ウォッチ

“Japan Events of 2019”

<https://www.hrw.org/world-report/2020/country-chapters/japan>